

令和 6 年度 ごみ搬入に関する注意事項

※昨年度と内容に変更点はありません

(1) 清掃工場での受入基準について

可燃ごみ ⇒ 豊川市指定ごみ袋に入る大きさ（袋に入れる必要はありません）

機密書類 ⇒ とじヒモ、ファイル等から外し、バラバラにした状態にする
（ホッチキスを外す必要はありません）

刈草・剪定枝 ⇒ 資源化施設に搬入してください。
資源化できない状態のもの、資源化施設の処理能力を超えた場合は清掃工場を受け入れます。

○清掃工場の刈草・剪定枝 受入基準

刈草 : 長さ 1 m 以内

剪定枝 : 長さ 1 m 以内、太さ 10 cm 以内、枝払いをおこなう

※共に、ヒモで縛る必要はありません

※資源化できる場合は、清掃工場での受入を拒否し資源化施設に搬入をお願いする場合があります。そのため、刈草・剪定枝の混載は避けてください。

※刈草・剪定枝の最大持ち込み量は、1 業者あたり 5 t / 日としています。

(2) ごみピットへ規定外の刈草・剪定枝が投入された場合について

受入基準を超えるものが搬入された場合、炉投入口に引っかかるため荷揚げして、チェーンソーで規定の大きさになるよう切断しています。排出者が特定できた場合は、排出者に作業を依頼することがありますのでご注意ください。

(3) 資源化施設ご利用のお願いについて

平成 29 年度より刈草・剪定枝の資源化施設が稼働しております。これは清掃工場での焼却量を削減し清掃工場の長寿命化と資源の有効活用を目的としたものです。処理手数料も清掃工場より安価に設定していますので、より積極的なご利用をお願いします。

(4) ごみピットへの転落物について

荷台のあおり、チェーンソーなどを誤ってごみピットへ転落させる事案が発生しています。安全面等の理由により、転落物の回収にご協力できない場合がありますので、未然の防止対策を行ってください。

(5) 一般廃棄物とみなす廃プラスチック類について

事業者から排出される廃プラスチック類は、全て産業廃棄物です。

ただし、事務所、学校、遊技場、コンビニのごみ箱等、個人消費で発生した「食料品に関するプラスチック製容器包装類」及び「病院や介護施設等発生の紙おむつ（吸水性プラスチックのもの）」に限り、一般廃棄物とみなして清掃工場を受入れを行っています。

※個人消費で発生した食料品に関するプラスチック製容器包装類の例
弁当容器(外装フィルム含む)、菓子袋、カップ麺容器、レジ袋、プリン等容器、プラスチック製スプーン、ストロー、タバコのフィルム等（ペットボトルは除く）

以上の廃プラスチック類以外は、産業廃棄物処理業者で処理を依頼してください。

※「豊川市事業系ごみ 分け方・出し方 減量リサイクルマニュアル」を確認するなど、搬入ごみに産廃が含まれていないことをよく確認し、判断に迷う場合はお問い合わせください。

(6) 計量カードの取り扱いについて

計量カードは非接触型カードですがカードを折り曲げて使用できなくなった事例や紛失もあります。購入価格660円/枚と高額ですので大切に扱ってください。

(7) 無許可の一般廃棄物収集運搬行為について

豊川市内の家庭や事業所からの一般廃棄物を収集運搬するには、豊川市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です（現在20社）。それ以外の業者は無許可業者になり収集運搬できません。

しかし、草や木を草刈り、伐採して収集運搬する場合に限り自ら排出した一般廃棄物となりますので、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

(8) ごみ手数料について

事業系ごみ 130円/10kgで変更ありません。